

第 23 号

平成 31 年度 徳島県 病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成31年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	202,764人
	外	来	251,076人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
	入	院	554人
	外	来	1,029人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		20,550千円
	医療器械及び備品購入費		554,630千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益			23,970,706千円
第 1 項 医 業 収 益			20,279,571千円
第 2 項 医 業 外 収 益			3,691,135千円
	支	出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用			24,440,420千円
第 1 項 医 業 費 用			23,579,960千円

第2項 医 業 外 費 用 860,460千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,050,196千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,592千円及び過年度分損益勘定留保資金1,048,604千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	6,063,015千円
第1項 企業債	549,000千円
第2項 負担金	511,817千円
第3項 他会計からの借入金	5,000,000千円
第4項 補助金	2,198千円

支 出

第1款 資本的支出	7,113,211千円
第1項 建設改良費	605,075千円
第2項 企業債償還金	1,268,136千円
第3項 他会計からの借入金償還金	5,240,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 549,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

11,929,547千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,450,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

平成31年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	329,400,000 k W h
	太陽光発電所	4,689,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,112,644千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款 事業	収益		3,706,571千円
第1項 営業	収益		3,627,712千円
第2項 財務	収益		3,050千円
第3項 事業外	収益		6,799千円
第4項 特別	利益		69,010千円
支		出	
第1款 事業	費用		3,444,606千円
第1項 営業	費用		3,381,766千円
第2項 財務	費用		3千円
第3項 事業外	費用		57,837千円
第4項 特別	損失		2,000千円
第5項 予備	費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額816,584千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額98,168千円、建設改良積立金379,640千円及び過年度分損益勘定留保資金338,776千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	296,360千円
第1項 固定資産売却代	1,749千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	294,611千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,112,944千円
第1項 建設改良費	1,112,644千円
第2項 投 資	300千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川口ダム自然エネルギーミュージアム案内誘導用ロボット賃貸借契約	自平成32年度 至平成34年度	3,861千円
日野谷発電所法面補強事業工事請負契約	平成32年度	98,768千円
明神ダム巻上機等取替事業工事請負契約	平成32年度	12,556千円
日野谷発電所2号水車発電機改良事業工事請負契約	平成32年度	489,016千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	1,027,048千円
(2) 交 際 費	95千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

平成31年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	11
(2) 年間総給水量	67,428,180m ³	吉野川北岸工業用水道	38,697,180m ³
		阿南工業用水道	28,731,000m ³
(3) 1日平均給水量	184,230m ³	吉野川北岸工業用水道	105,730m ³
		阿南工業用水道	78,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	229,414千円
		阿南工業用水道改良工事	30,970千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第1款 事業 収 益		1,237,926千円
第1項 営 業 収 益		1,189,223千円
第2項 営 業 外 収 益		48,703千円
支	出	
第1款 事業 費 用		1,146,372千円
第1項 営 業 費 用		1,089,198千円
第2項 営 業 外 費 用		57,174千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額414,925千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,509千円及び過年度分損益勘定留保資金394,416千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	34,773千円
第1項 固定資産売却代	172千円
第2項 その他収入	34,601千円
支 出	
第1款 資本的支出	449,698千円
第1項 建設改良費	260,384千円
第2項 企業債償還金	155,980千円
第3項 他会計長期借入金償還金	33,334千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	241,883千円
(2) 交際費	10千円

（たな卸資産の購入限度額）

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 26 号

平成31年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,091千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業 収 益		7,910千円
第1項 営 業 収 益		7,740千円
第2項 営 業 外 収 益		170千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		1,472千円
第1項 営 業 費 用		1,471千円
第2項 営 業 外 費 用		1千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 27 号

平成31年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|----------|----------|
| (1) 収 容 台 数 | 525台 | |
| (2) 建 設 改 良 工 事 | 既設設備改良工事 | 28,761千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款 事 業	収 益		75,843千円
第1項 営 業	収 益		75,051千円
第2項 営 業 外	収 益		792千円
支		出	
第1款 事 業	費 用		69,617千円
第1項 営 業	費 用		69,615千円
第2項 営 業 外	費 用		2千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28,628千円は、過年度分損益勘定留保資金28,628千円で補てんするものとする。)

収		入	
第1款 資 本 的	収 入		133千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代			133千円
支		出	

第1款 資 本 的 支 出 28,761千円

第1項 建 設 改 良 費 28,761千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門